

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

公 告	○ 三重県教育委員会表彰規則の規定による表彰者	教育総務課	1頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	学校経理・施設課	1頁
	○ 公立学校の位置変更届の受理	学校経理・施設課	2頁
	○ 令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施	教職員課	2頁
	○ 令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の実施	教職員課	8頁
	○ 令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・ 任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験の実施	教職員課	13頁
お知らせ	○ 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する 規則	福利・給与課	18頁

公 告

三重県教育委員会表彰規則（昭和25年三重県教育委員会規則第33号）第2条の規定により次の者を教育功労者として令和4年10月28日に表彰しました。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

1 学校教育功労	鵜山 義晃
元三重県立いなべ総合学園高等学校教諭	
2 学術文化功労	福井 健二
元伊賀市文化財保護審議会委員	
3 学校保健功労	竹尾 雅之
元学校医	

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
明和町立修正小学校	令和5年3月31日	児童数の減少により複式学級を有するなか、公教育としての公平性を確保するため近接する斎宮小学校・明星小学校へ編入することによる

公立学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

名称	位置		変更しようとする日	位置変更の理由
明和町立大淀小学校	変更前	明和町大字大淀2650番地11	令和5年4月1日	地番の整理による
	変更後	明和町大字大淀2873番地1		
明和町立上御糸小学校	変更前	明和町大字佐田2026番地	令和5年4月1日	地番の整理による
	変更後	明和町大字佐田2038番地2		
明和町立明星小学校	変更前	明和町大字明星1553番地	令和5年4月1日	地番の整理による
	変更後	明和町大字明星1547番地		

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験を次のとおり実施する。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

【1】 趣旨

この選考試験は、令和5年度の三重県立学校実習助手の採用にあたり、資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するために実施します。

【2】 実習助手として求める人物像

- * 教育に対する情熱と使命感をもつ人
子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人
- * 実験・実習に関して専門的知識・技能をもつ人
常に自己研鑽に努め、実験・実習を通して子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人
- * 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人
優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

【3】 選考種別

- 1 一般選考
- 2 障がい者を対象とした特別選考

【4】 採用見込数

校種	教科・科目	採用見込数
高等学 校	工業(機械系〈自動車を含む〉)	約3名
	農業	約2名
	商業	約2名

- 教科・科目区分の一つに限り受験することができます。また、受験申込後の変更は認めません。
- 障がい者を対象とした特別選考の採用見込数は、上記の採用見込数に含み、各教科・科目において約1名です。

【5】 一般選考

1 申込資格

次の各号のいずれにも該当する人とします。

- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(参考：【5】5(1)アの注)
- (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた人
- (3) 校種及び教科・科目の区分ごとに、次に示す所有免許状、資格等の要件のいずれかに該当する人または令和5年3月31日までに該当する見込の人

校種	教科・科目	所 有 免 許 状 ・ 資 格 等 *1*2
高等学 校	工業(機械系〈自動車を含む〉)	<p>① 高等学校教諭普通免許状(工業または工業実習)を有する人 ② 工業(機械系〈自動車を含む〉)に係る大学、短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科の学部・学科等を卒業した人</p>
	農業	<p>① 高等学校教諭普通免許状(農業または農業実習)を有する人 ② 農業に係る大学、短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科の学部・学科等を卒業した人</p>
	商業	<p>① 高等学校教諭普通免許状(商業または商業実習)を有する人 ② 商業に係る大学、短期大学、高等専門学校、高等学校専攻科の学部・学科等を卒業した人</p>

*1 ①の資格で受験する人は、令和5年4月1日に有効な免許となっていること。

*2 ②の資格で受験した人は、採用後に実務経験を基礎資格として担当教科に関する「実習を担当する教諭の免許状」を取得することが必要となります。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

2 選考試験の期日及び試験会場

- (1) 期 日 令和4年12月11日(日)

9時00分から9時30分まで 受付
9時40分から11時40分まで 筆答試験、小論文
12時30分から17時頃まで 面接

- (2) 会 場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

3 受験上の注意事項

- (1) 受験票は試験当日受付において交付します。
- (2) 試験当日は、次のものを持参してください。
 - ・ 筆記用具
 - ・ 時計(辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可)
 - ・ 昼食
 - ・ 工業、農業の受験者は関数電卓を、商業の受験者はそろばん又は電卓(多機能付きでないもの)を用意してください。(使用を認めるか否かは当日指示します。)
 - ・ 返信用封筒(94円切手を貼った長形3号封筒)
表面には、郵便番号、住所、名前・様付

裏面左下には、「〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局

教職員課 制度・採用・免許班」と記入

- ・ 受付で、写真（3cm×4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）を提出してください。写真裏面には名前・教科を記入してください。
- ・ 体温測定結果報告表（【7】(2)参照）
- (3) 試験当日は、原則として公共交通機関を利用して下さい。
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切って下さい。
- (6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイト及びTwitterに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月9日（金）9時以降、随時更新されるので確認してください。
三重県教員採用のウェブサイト URL
(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)
三重県教員採用のTwitter URL
(https://twitter.com/mie_kyousai)



ウェブサイト



Twitter

4 選考試験の内容及び選考方法

(1) 試験の配点と内容

試験項目	配点	内 容
筆答試験	100点	実習助手として必要な一般教養、教職教養及び教科等専門について試験を行います。
小論文	100点	職務に必要な思考力・判断力等について試験を行います。 (各教科・科目共通とします。)
面接	200点	個別面接による試験を行います。

(2) 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

(3) 選考結果の通知

選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) に合格者の受験番号を掲載します。

なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

5 採用及び勤務条件

(1) 採用

- ・ 合格者は、原則として令和5年4月1日に採用します。
- ・ 地方公務員法第22条の規定により、採用時から6ヶ月間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。

ア 学校教育法第9条もしくは地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合（注）

イ 令和5年3月31日までに、教科・科目の区分ごとに申込要件として示された免許状、資格等を取得することができない場合、または令和5年4月1日に有効な免許となっていない場合

ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和5年3月31日までにこれを取得できない場合

- (注) 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項
- 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれる。
- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

6 申込手続き

申込手続きは原則、電子申請のみの取扱とします。

申込方法	下記のURLにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。 三重県教員採用のウェブサイト URL https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm 申込にあたっては、各自のメールアドレスが必要になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。 申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。
受付期間	令和4年11月4日（金）～同年11月25日（金）17時まで

特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。

【6】 障がい者を対象とした特別選考

1 募集する校種、教科等

採用を見込んでいるのは、各教科・科目において約1名です。なお、【4】の採用見込数に含みます。

2 申込資格

一般選考の申込資格に加えて、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
- (3) 療育手帳の交付を受けている人。

3 選考試験実施等について

- (1) 試験の配点と内容は、一般選考と同じです。
- (2) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
- (3) 選考方法については、一般選考に準じます。選考試験の期日、試験会場、受験上の注意事項、選考結果の通知、採用及び勤務条件については、一般選考と同じです。

4 申込手続き

- (1) 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し（交付番号、等級・区分、障害名の記載された部分）」を提出してください。電子申請による申込時に画像データとして添付するか、11

- 月25日（金）[当日消印有効]までに簡易書留で郵送してください。
(2) その他の申込手続きは、一般選考に準じます。

【7】 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 受験日に新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症）に罹患して治癒していない方、濃厚接触者として健康観察期間中の方（注）及び発熱（37.5℃以上）等の症状のある方は、受験を控えていただくようお願いします。

（注）濃厚接触者については、次の①～④の要件をすべて満たし、濃厚接触者となってから試験当日の8時45分までに以下の連絡先まで申し出た場合、受験を認めることとする。

① 初期スクリーニング（保健所又は保健所から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。

ただし、行政検査を受けられない場合に限り、無症状であること（抗原定性検査キットが入手できる場合は、それによる陰性確認を行う）。

② 公共の交通機関（電車、バス等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場に行くこと。

③ すべての試験を別室で受験すること。

④ 濃厚接触者となってから試験当日まで無症状であること。

[連絡先] 三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959

- (2) 試験までの2週間、体温を毎朝測定し、体温測定結果報告表に結果を記入してください。体温測定結果報告表は、試験当日に持参し、会場入口で提示してください。
- (3) 試験当日は、受付時において検温を実施します。
- (4) 試験会場では、感染予防のため、不織布マスクの持参及び着用をお願いします。
- (5) 試験会場入口にて、アルコール消毒液を設置しますので、手指消毒を行ったうえで入場してください。
- (6) 試験中は換気のため、適宜、窓や扉を開閉しますので、体温調整のしやすい服装で受験してください。

【8】 育児休業等代替任期付実習助手の選考

1 育児休業等代替任期付実習助手の募集について

三重県立学校実習助手採用選考試験と併せて、育児休業等代替任期付実習助手（以下、「任期付実習助手」という。）の選考を実施し、合格した者を「三重県立学校任期付講師等採用候補者名簿」（以下「候補者名簿」という。）に登載します。育児休業等の取得状況に応じて、取得する実習助手の代替として、名簿登載された者の中から採用します。候補者名簿登載期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、名簿に登載されても採用されない場合や、臨時の任用実習助手として採用される場合があります。

※育児休業等代替任期付実習助手について

任期付実習助手は、育児休業又は配偶者同行休業を取得する実習助手の代替として勤務する職員です。任期が定められていること、育児休業を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、原則として正規の実習助手に準じます。

任期は、原則として本務者の育児休業等の期間に応じて設定します（3年未満）。なお、本務者の育児休業期間が短縮された場合等において、任用期間を短縮することがあります。

育児休業の取得状況によっては、候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

2 任期付実習助手を募集する校種・教科

校 種	教 科 ・ 科 目	採用見込数
高 等 学 校	農 業	約1名

3 応募方法

三重県公立学校実習助手採用選考試験への出願の際に、候補者名簿への登載希望の「有」、「無」を入力してください。入力がない場合は希望無しとみなし、候補者名簿への登載対象としません。

なお、候補者名簿への登載希望の有無による三重県公立学校実習助手採用選考試験の合否への影響はありません。

4 選考方法

出願時に任期付実習助手としての任用を希望した者のうち、実習助手採用選考試験の不合格者で、すべての試験項目について一定の基準を満たす者の中から名簿登載見込数の範囲内で総合的に選考します。

5 結果の通知

候補者名簿への登載については、実習助手採用選考試験の合否結果とともに通知します。

6 その他

任期付実習助手を希望する人は、令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護助教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験に申し込むことはできません。

【9】 その他

- (1) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。
- (2) 特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。この場合、書類のやりとりに時間がかかります。申込受付期間内に申込を完了できない場合は、受験できないこととなりますのでご注意ください。

【10】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立学校実習助手採用選考試験にかかる情報公開について

令和5年度三重県立学校実習助手採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

- 筆答試験（問題と正解）
小論文（問題）

2 開示方法

1月11日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階/TEL 059-224-2073）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピーフラッシュ（1枚10円）が必要となります。

なお、過去に実施した試験問題についても、実施後5年間、同様に開示します。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040
E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

★ 書類の送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

○書類提出の際は角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）又は長方形3号（23.5cm×12.0cm）の封筒を使用してください。

〔参考資料〕過去3年間の三重県立学校実習助手採用選考試験の受験者数及び合格者数

採用年度		令和4年度		令和3年度		令和2年度	
校種・教科・科目		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
高 等 学 校	家庭	—	—	4	2	—	—
	農業	—	—	—	—	8	2
	工業（機械系）	9	1	15	2	7	2
	工業（電気・電子・情報系）	—	—	—	—	5	2
	工業（土木系）	2	1	—	—	—	—
	商業	11	2	—	—	—	—
	水産（機関）	2	2	—	—	—	—

(注)

- ・令和4年度とは、令和3年度中に実施した選考試験です。
- ・各年度の受験者数及び合格者数には、特別選考による受験者及び合格者数を含みます。

令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

【1】 趣旨

この選考試験は、令和5年度の三重県立特別支援学校自立活動教員の採用にあたり、教員としての資質に富み、心身ともに健康で、特別支援学校における医療的ケアをはじめとする専門的な教育を、情熱と使命感をもって継続的に実施しようとする意欲をもつ人材を選考するために実施します。

【2】 教員として求める人物像

* 教育に対する情熱と使命感をもつ人

子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人

* 専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人

常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人

* 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

【3】 選考種別

- 一般選考
- 障がい者を対象とした特別選考

【4】 採用見込数

校 種	教 科 ・ 科 目	採用見込数
特別支援学校	自立活動	約2名

- 障がい者を対象とした特別選考の採用見込数は、上記の採用見込数に含み、約1名です。
- 日本国籍を有しない人を採用する場合は、任用の期限を付さない常勤講師とします。

〈主な業務内容〉

- 教諭としての教育活動に加え、以下のものが含まれます。
- 医師の指示に基づく、児童生徒に対する医療的ケアの実施等
- 児童生徒に対する医療的ケアの実施を通じた健康の保持、心理的な安定の指導
- 児童生徒に対する個別の教育支援計画等の作成・評価への医療的ケアの観点からの参加
- 教員や看護師への指導・助言や研修等の企画・実施
- 保護者、教員等からの医療的ケア等に係る相談対応（巡回による相談及び指導を含む。）
- 主治医等の外部関係機関（医療機関や福祉機関等）との連携・調整

【5】 一般選考

1 申込資格

次の各号のいずれにも該当する人とします。

- (1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人。
- (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた人。
- (3) 看護師の資格を現に有する人。（准看護師を除く。）
- (4) 常勤の看護師として、看護師の資格に基づく重症心身障がい児の臨床経験^{*1}（一般的な小児病棟は不可）を通算36月以上有する人。

*1 三重県立特別支援学校における常勤講師（看護師資格をもとに医療的ケアにかかる業務を行った者に限る。）の勤務経験も可。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

2 選考試験の期日及び試験会場

- (1) 期 日 令和4年12月11日（日）

9時00分から9時30分まで 受付
9時40分から11時40分まで 筆答試験、小論文
12時30分から17時頃まで 面接

- (2) 会 場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

3 受験上の注意事項

- (1) 受験票は試験当日受付において交付します。
- (2) 試験当日は、次のものを持参してください。
 - ・ 筆記用具
 - ・ 時計（辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可）
 - ・ 昼食
 - ・ 返信用封筒（94円切手を貼った長形3号封筒）
表面には、郵便番号、住所、名前・様付
裏面左下には、「〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局
教職員課 制度・採用・免許班」と記入
 - ・ 受付で、写真（3cm×4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）を提出してください。写真裏面には名前・教科を記入してください。
 - ・ 体温測定結果報告表（【7】(2)参照）
- (3) 試験当日は、原則として公共交通機関を利用して下さい。
- (4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。
- (5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切ってください。

(6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイト及びTwitterに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は12月9日（金）9時以降、随時更新されるので確認してください。

三重県教員採用のウェブサイト URL

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

三重県教員採用のTwitter URL

(https://twitter.com/mie_kyousai)



ウェブサイト

Twitter

4 選考試験の内容及び選考方法

(1) 試験の配点と内容

試験項目	配点	内 容
筆答試験	50点	教科内容及び教科指導上の専門知識について、記述式による筆答試験を行います。
小論文	50点	これまでの社会経験に根ざした識見や教育に対する意欲等に関して、小論文を課します。
面接	100点	個別面接による試験を行います。

(2) 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

(3) 選考結果の通知

選考試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) に合格者の受験番号を掲載します。

なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

5 採用及び勤務条件

(1) 採用

- ・ 合格者は、原則として令和5年4月1日に採用します。
- ・ 地方公務員法第22条第1項の規定により、採用時から1年間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとします。
- ・ 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～イのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
 - ア　学校教育法第9条または地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合（注）
 - イ　日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和5年3月31までにこれを取得できない場合
- ・ 合格者のうち、特別支援学校教諭自立活動普通免許状を有しない人については、教育職員特別免許状を授与するのに必要な要件を満たしているものと三重県教育委員会が判断した場合に、これを授与します。なお、この免許状は、三重県内においてのみ効力を有します。

（注） 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 勤務条件

- ・ 給与　三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間　原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

6 申込手続き

(1) 申込手続き

申込手続きは原則、電子申請のみの取扱とします。

申込方法

下記のURLにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。

三重県教員採用のウェブサイト

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

申込にあたっては、各自のメールアドレスが必要になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。

申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。

受付期間

令和4年11月4日（金）～同年11月25日（金）17時まで

特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。

(2) 必要書類（申込手続き時に提出の必要がある書類）

①重症心身障がい児の臨床経験にかかる業務従事証明書

複数の事業所（事業主）にわたり証明が必要な場合は、必要枚数分の用紙を準備し、それぞれ証明を受けること。

②看護師免許状の写し（A4サイズにすること）

提出方法

書類一式を角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒に入れ、封筒の表に「特別支援学校自立活動教員採用選考試験必要書類在中」と朱書きし、「簡易書留」として郵送してください。

提出期間

令和4年11月4日（金）～同年11月25日（金） 当日消印有効

提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

【6】 障がい者を対象とした特別選考

1 募集人数等

採用を見込んでいるのは、約1名です。なお、【4】の採用見込数に含みます。

2 申込資格

一般選考の申込資格に加えて、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人は。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
- (3) 療育手帳の交付を受けている人。

3 選考試験実施等について

- (1) 試験の配点と内容は、一般選考と同じです。
- (2) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。記載内容を確認し検討のうえ、必要に応じて試験項目の代替、免除等の措置を講じます。
- (3) 選考方法については、一般選考に準じます。選考試験の期日、試験会場、受験上の注意事項、選考結果の通知、採用及び勤務条件については、一般選考と同じです。

4 申込手続き

- (1) 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し（交付番号、等級・区分、障害

名の記載された部分)」を提出してください。電子申請による申込時に画像データとして添付するか、11月25日(金)【当日消印有効】までに簡易書留で郵送してください。

- (2) その他の申込手続きは、一般選考に準じます。

【7】 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 受験日に新型コロナウイルス感染症など(学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症)に罹患して治癒していない方、濃厚接触者として健康観察期間中の方(注)及び発熱(37.5℃以上)等の症状のある方は、受験を控えていただくようお願いします。

(注) 濃厚接触者については、次の①～④の要件をすべて満たし、濃厚接触者となってから試験当日の8時45分までに以下の連絡先まで申し出た場合、受験を認めることとする。

- ① 初期スクリーニング(保健所又は保健所から指示された医療機関が実施するPCR等の検査(行政検査))の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。
ただし、行政検査を受けられない場合に限り、無症状であること(抗原定性検査キットが入手できる場合は、それによる陰性確認を行う)。
- ② 公共の交通機関(電車、バス等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場に行くこと。
- ③ すべての試験を別室で受験すること。
- ④ 濃厚接触者となってから試験当日まで無症状であること。

[連絡先] 三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959

- (2) 試験までの2週間、体温を毎朝測定し、体温測定結果報告表に結果を記入してください。体温測定結果報告表は、試験当日に持参し、会場入口で提示してください。
- (3) 試験当日は、受付時において検温を実施します。
- (4) 試験会場では、感染予防のため、不織布マスクの持参及び着用をお願いします。
- (5) 試験会場入口にて、アルコール消毒液を設置しますので、手指消毒を行ったうえで入場してください。
- (6) 試験中は換気のため、適宜、窓や扉を開閉しますので、体温調整のしやすい服装で受験してください。

【8】 その他

- (1) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力(記入)してください。
- (2) 特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。この場合、書類のやりとりに時間がかかります。申込受付期間内に申込を完了できない場合は、受験できないこととなりますのでご注意ください。

【9】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験にかかる情報公開について

令和5年度三重県立特別支援学校自立活動教員採用選考試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

筆答試験(問題と正解)・小論文(問題)

2 開示方法

1月11日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

(津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階/TEL 059-224-2073)

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)

写しを希望する場合は、コピ一代金(1枚10円)が必要となります。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040

E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

★ 書類の送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

○書類提出の際は角形2号（33cm×24cm程度の大きさ）の封筒を使用してください。

令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験を次のとおり実施する。

令和4年11月11日

三重県教育委員会

【1】 趣旨

この選考試験は、令和5年度の三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員の採用にあたり、資質に富み、使命感にあふれ、意欲ある人材を選考するために実施します。

育児休業等代替任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員（以下、「任期付講師等」という。）について

任期付講師等は、育児休業又は配偶者同行休業を取得する教員の代替として勤務する職員です。任期が定められていること、育児休業を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、原則として正規教員に準じます。

任期は、原則として教員の育児休業等の期間に応じて設定します（3年未満）。なお、本務者の育児休業期間が短縮された場合等において、任用期間を短縮することがあります。

育児休業の取得状況によっては、三重県立学校任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載されても採用されない場合があります。

【2】 任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員として求める人物像

* 教育に対する情熱と使命感をもつ人

子どもに対する愛情や教育者としての責任感が強く、常に子どもの人格と個性を尊重した指導ができる人

* 専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人

常に自己研鑽に努め、子どもとともに課題に取り組む創造性、積極性、行動力をもつ人

* 自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人

優れた人権感覚と社会人としての良識に富み、組織の一員として関係者と協力して職責を果たし、子どもや保護者との間に深い信頼関係が築ける人

【3】 採用見込数

校種	職種	教科等	採用見込数
高等学校	講師	国語	約2名
		数学	約5名
		理科(化学)	約2名
		理科(生物)	約1名
		音楽	約1名
		商業	約1名
		英語	約4名
		福祉	約3名
特別支援学校	講師	小学部	約8名
		中学部・高等部	約14名
		高等部(情報)	約1名
高・特支	養護助教諭		約5名
特別支援学校	学校栄養職員		約1名

○ 職種・教科等の区分の一つに限り受験することができます。また、受験申込後の変更は認めません。

【4】 申込資格、試験の配点と内容、選考方法

1 申込資格

次の各号のいずれにも該当する人とします。

(1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(参考：【4】5(1)アの注)

(2) 申し込む校種等に応じた下表に掲げる教育職員免許状を有する人^{*1}、

または令和5年3月31日までに取得見込の人^{*2}

校種等	所 有 免 許 状 ・ 資 格 等		
高等学校 講師	教科に応じた高等学校教諭の普通免許状		
特別支援学校 講師	小学部	特別支援学校教諭かつ小学校教諭の普通免許状 ^{*3}	
	中学部 高等部	特別支援学校教諭かつ中学校及び高等学校教諭の普通免許状 ^{*3}	
	高等部 (情報)	特別支援学校教諭かつ高等学校教諭「情報」の普通免許状 ^{*3}	
高・特支 養護助教諭	養護教諭の普通免許状 ^{*4}		
特支 学校栄養職員	栄養教諭の普通免許状 ^{*5}		

*1 令和5年4月1日に有効な免許となっていること。

*2 申し込む校種等に応じた教育職員免許状が取得見込の人は、取得年月日を必ず関係機関（一括申請の場合は大学等、個人申請の場合は各都道府県教育委員会等）に問い合わせ、令和5年3月31日までに取得できることを確認のうえ申し込んでください。特に、実務経験をもとに個人申請で教育職員免許状を取得する場合は、個人申請する時期及び実際に免許が取得できる時期に注意してください。

*3 盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状または養護学校教諭免許状を有する人は、教育職員免許法平成18年改正法附則第5条の規定により、特別支援学校教諭免許状を授与されたものとみなします。

*4 令和4年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭普通免許状を取得しようとする人を含みます。

*5 令和4年度中に栄養士免許を取得し、その免許を基礎として栄養教諭普通免許状を取得しようとする人を含みます。

※ 日本国籍を有しない人も受験できます。

2 試験の期日及び会場

(1) 期 日 令和4年12月18日（日）の午前又は午後（校種・教科ごとに指定）※

〈午前〉

8時45分から9時15分まで	受付
9時30分から10時15分まで	小論文
10時30分から12時30分まで	面接

〈午後〉

13時15分から13時45分まで	受付
14時00分から14時45分まで	小論文
15時00分から17時00分まで	面接

※ 校種・教科ごとの試験の期日は令和4年12月2日（金）以降に三重県教員採用のウェブサイトに掲載します。URL (<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

(2) 会 場 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県吉田山会館

3 受験上の注意事項

(1) 受験票は試験当日受付において交付します。

(2) 試験当日は、次のものを持参してください。

- ・ 筆記用具
- ・ 時計（辞書、電卓、情報端末等の機能がある時計や、それらの機能の有無が判別しづらい時計は不可）
- ・ 返信用封筒（94円切手を貼った長形3号封筒）
表面には、郵便番号、住所、名前・様付
裏面左下には、「〒514-8570 津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局
教職員課 制度・採用・免許班」と記入
- ・ 写真（3cm×4cm、6ヶ月以内に撮影したもの）
写真裏面には名前・教科を記入
- ・ 体温測定結果報告表（【5】(2)参照）

(3) 試験当日は、原則として公共交通機関を利用して下さい。

(4) 試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。

(5) 携帯電話等は試験会場に入る前に電源を切って下さい。

(6) 地震等の非常災害発生等により試験実施を変更する場合があります。その場合は下掲の「QRコード」からつながる三重県教員採用のウェブサイト及びTwitterに、非常災害時の緊急連絡等を掲載します。情報は試験前日の9時以降、随時更新されるので確認してください。

三重県教員採用のウェブサイト URL

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)

三重県教員採用のTwitter URL

(https://twitter.com/mie_kyousai)



ウェブサイト



Twitter

4 試験の内容及び選考方法

(1) 試験の配点と内容

試験項目	配点	内 容
小論文	100点	学校現場に必要な教科指導等についての理解、課題解決能力、対応力等について試験を行います。
面接	150点	個別面接による試験を行います。

(2) 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、総合的に選考します。

(3) 選考結果の通知

試験の結果は、試験当日指定する日に合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、あわせて三重県教員採用のウェブサイト

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>) に合格者の受験番号を掲載します。

なお、受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

5 候補者名簿登載及び勤務条件

(1) 候補者名簿登載

- ・ 合格者を候補者名簿に登載します。
- ・ 育児休業等の取得状況に応じて、任期付講師等を、名簿登載された者の中から採用します。候補者名簿登載期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。ただし、名簿に登載されても採用されない場合や、臨時的任用講師等として採用される場合があります。
- ・ 名簿に登載された人であっても、次のア～ウのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。
ア 学校教育法第9条もしくは地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合（注）
イ 令和5年3月31日までに受験校種等及び教科・科目に係る教育職員免許状を取得することができない場合、または令和5年4月1日に有効な免許となっていない場合（ただし、【4】1(2)*4*5の該当者については、令和5年3月31日までに、令和4年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格、または、栄養士資格を取得し、かつ「学力に関する証明書」に係る所定の単位を取得している者を除く。）
ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格（教育）を必要とする人が、令和5年3月31日までにこれを取得できない場合

（注） 学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれる。
- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
 - ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 勤務条件

- ・ 給与 三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- ・ 勤務時間 原則として 8時30分～17時00分（月曜日～金曜日） 7時間45分

6 申込手続き

申込手続きは原則、電子申請のみの取扱とします。

申込方法	下記のURLにアクセスし、その指示にしたがって申し込んでください。 三重県教員採用のウェブサイト URL https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm 申込にあたっては、各自のメールアドレスが必要になります。事前にメールアドレスを取得してください。携帯電話のアドレスは使用できません。 申込内容を印刷するために、プリンタが必要になります。
受付期間	令和4年11月4日（金）～同年11月25日（金）17時まで

特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。

【5】 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 受験日に新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法施行規則で出席停止が定められている感染症）に罹患して治癒していない方、濃厚接触者として健康観察期間中の方（注）及び発熱（37.5℃以上）等の

症状のある方は、受験を控えていただくようお願いします。

(注) 濃厚接触者については、次の①～④の要件をすべて満たし、濃厚接触者となってから試験当日の8時30分までに以下の連絡先まで申し出た場合、受験を認めることとする。

① 初期スクリーニング（保健所又は保健所から指示された医療機関が実施するPCR等の検査（行政検査））の結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないこと。

ただし、行政検査を受けられない場合に限り、無症状であること（抗原定性検査キットが入手できる場合は、それによる陰性確認を行う）。

② 公共の交通機関（電車、バス等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験会場に行くこと。

③ すべての試験を別室で受験すること。

④ 濃厚接触者となってから試験当日まで無症状であること。

[連絡先] 三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959

(2) 試験までの2週間、体温を毎朝測定し、体温測定結果報告表に結果を記入してください。体温測定結果報告表は、試験当日に持参し、会場入口で提示してください。

(3) 試験当日は、受付時において検温を実施します。

(4) 試験会場では、感染予防のため、不織布マスクの持参及び着用をお願いします。

(5) 試験会場入口にて、アルコール消毒液を設置しますので、手指消毒を行ったうえで入場してください。

(6) 試験中は換気のため、適宜、窓や扉を開閉しますので、体温調整のしやすい服装で受験してください。

【6】 その他

(1) 試験会場において配慮を必要とする場合は、申込画面の通信欄にその旨を入力（記入）してください。

(2) 特別な事情により電子申請による申込が困難な場合は、すみやかに三重県教育委員会事務局教職員課制度・採用・免許班へお問い合わせください。この場合、書類のやりとりに時間がかかります。申込受付期間内に申込を完了できない場合は、受験できないこととなりますのでご注意ください。

【7】 情報公開、問い合わせ先等

三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験にかかる情報公開について

令和5年度三重県立学校育児休業等代替任期付講師・任期付養護教諭・任期付学校栄養職員採用候補者名簿登載試験の問題等について、次の要領により開示します。

1 開示する問題等

小論文（問題）

2 開示方法

1月18日以降、三重県情報公開・個人情報総合窓口において閲覧できます。

（津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 1階/TEL 059-224-2073）

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

写しを希望する場合は、コピー代金（1枚10円）が必要となります。

なお、過去に実施した試験問題についても、実施後5年間、同様に開示します。

★ 受験に関する問い合わせ先

問い合わせ先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局教職員課 制度・採用・免許班 採用担当

電話 059-224-2959 FAX 059-224-3040

E-mail kyosyok@pref.mie.lg.jp

また、教員採用選考試験に関するご案内は、下記のウェブサイトで紹介しています。

URL <https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>

お 知 ら せ

令和4年11月11日付け三重県公報362号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十一月十一日

三重県人事委員会委員長 降 篓 道 男
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則 第八号
三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十一年三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料の調整を行う職及びその額）</p> <p>第一条の二二（略）</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に調整数一を乗じて得た額とする。</p>	<p>（給料の調整を行う職及びその額）</p> <p>第一条の二二（略）</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一に掲げる調整基本額（その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に調整数一を乗じて得た額（地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号。以下「地公法」という。）第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員以下「再任用職員」という。）で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号。第七条第一</p>

- 3 | 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基
本額に調整数一を乗じて得た額に、当該各号に定め
る数を乗じて得た額とする。
- 一 地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十一
号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第
一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の
規定により採用された職員（以下「定年前再任用
短時間勤務職員」という。）公立学校職員の勤
務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県條
例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第三
条第三項の規定により定められたその者の勤務時
間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た
数
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二
年法律第二百十号。以下「育児休業法」という。）
第十二条第一項に規定する育児短時間勤務職員及
び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を
している職員（以下「育児短時間勤務職員等」と
いう。）勤務時間条例第三条第二項の規定によ
り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規
定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」と
いう。）
- 三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用さ
れた職員（以下「任期付短時間勤務職員」とい
う。）勤務時間条例第三条第四項の規定によ
り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規
定する勤務時間で除して得た数
- 4 | 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げ
る職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額
が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、そ
の者に適用される給料表並びにその職務の級及び号
給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分
の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五
に相当する額）とする。
- 一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用
される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲
げる額
- 二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用され

項第四号において「育児休業法」という。）第十条
第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及
び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をし
ている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）
にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規
定により定められたその者の勤務時間を同条第一項
に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」と
いう。）を、育児休業法第十八条第一項の規定に
より採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」と
いう。）にあつてはその額に勤務時間条例第三条
第四項の規定により定められたその者の勤務時間を
同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそ
れぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数が
あるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

る給料表及び職務の級に応じた別表第一の一に掲げる額

5 | 第二項及び第三項の規定による給料の調整額並びに前項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

(教職調整額の支給)

第八条 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の一第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第十二条 (略)

2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。）第二条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。

3 一・二 (略)

3 8 (略)

1 7 (略)

(条例附則第十六条の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

8 条例附則第十六条の規定の適用を受ける職員に対する第一条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

9 13 (略)

別表第一 (第一条の二関係)

(略)

別表第一の一 (第一条の二関係)

(教職調整額の支給)

第八条 (略)

2 地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員について、条例第十二条の一第一項の規定により支給する教職調整額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の教職調整額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第十二条 (略)

2 条例第十八条第三項及び第四項の規則で定める時間は、休日勤務手当の支給される日が属する週において、職員が休日勤務手当の支給される勤務を命じられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に週休日の振替等（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号。以下「勤務時間規則」という。）第二条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときにおける次の各号に掲げる時間とする。

3 一・二 (略)

3 8 (略)

1 7 (略)

(条例附則第十六条の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

8 別表第一 (第一条の二関係)
(略)

別表第一の一 (第一条の二関係)

調整基本額表

給料表	職務の級	調整基本額
高等教育職給料表	一級	七、〇〇〇円
中学校・小学校教育職給料表	二級	八、一〇〇円
	三級	九、一〇〇円
	四級	九、九〇〇円
	五級	一、五〇〇円
	六級	六、八〇〇円
	七級	八、一〇〇円
	八級	九、九〇〇円
	九級	九、七〇〇円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は公布の日から施行する。
- (定義)
 - この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）をいう。
 - 令和五年旧地公法 令和三年改正地公法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）をいう。
 - 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。
 - 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。
 - 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員をいう。
 - 旧地公法再任用職員 この規則の施行前に、令和五年旧地公法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。
 - 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十八号）をいう。

（改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置）
 - 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（以下「改正後の支給規則」という。）第一条の三第二項及び第四項の規定を適用する。
 - 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第一条の三第二項及び第四項の規定を適用する。
 - 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第十二条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第三十一号）による改正前の職員の定年等に関する条例第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の支給規則第一条の三及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に調整数一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の支給規則第一条の三第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を給料の調整額として支給する。
 - 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員であつた職員であつて、施行日

において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。）施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

- 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。）施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとした場合に令和四年改正給与条例の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に一回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第一条の三第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧地公法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

（離則）

- 7 附則第三項から前項までに規定するものほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

発 行

津市広明町13番地

三重県教育委員会